

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム
共和国との間の条約

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約

日本国及びイラン・イスラム共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、

これらを促進するためには、犯罪を行った結果として自国の外において自由を奪われている者に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの者をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

(a) 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴

うものをいう。

- (b) 「刑を言い渡された者」とは、いずれかの締約国の領域内で刑を言い渡された者をいう。
- (c) 「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定をいう。
- (d) 「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国をいう。
- (e) 「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

第二条 一般原則

1 各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。

2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3 裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要請することができる。

第三条 移送の条件

1 刑を言い渡された者については、次に掲げる条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

(a) 日本国が執行国である場合には、当該刑を言い渡された者が日本国民又は受刑者の国際的な移送に関する日本国の法律の適用を受けるその他の者であること。

イラン・イスラム共和国が執行国である場合には、当該刑を言い渡された者がイラン民法に規定するイラン国民であること。

(b) 判決が確定していること。

(c) 移送の要請があった時に、当該刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも六箇月の期間が残っていること。

(d) 当該刑を言い渡された者が移送に同意していること。

(e) 刑が科せられる理由となった作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

(f) 裁判国及び執行国が移送に同意していること。

2 締約国は、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1(c)に規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。

第四条 移送の拒否

刑を言い渡された者の移送の要請については、当該移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合には、拒否することができる。

第五条 情報を提供する義務

1 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知する。

2 裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、執行国にその旨を通報する。

3 2の通報には、次に掲げる事項を含む。

(a) 刑を言い渡された者の氏名、生年月日及び出生地

- (b) 当該刑を言い渡された者が執行国に住所を有する場合には、執行国における住所
- (c) 刑の根拠となった事実
- (d) 刑の性質、期間及び開始日
- 4 裁判国は、執行国が要請した場合には、3に掲げる事項を執行国に通報する。
- 5 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、1から4までの規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知する。

第六条 要請及び回答

- 1 移送の要請及び回答は、書面により行う。
- 2 要請は、要請国の権限のある当局が要請を受ける国の権限のある当局宛てに行うものとし、外交上の経路を通じて要請を受ける国に提出するものとする。回答は、要請の場合と同一の経路を通じて通報される。
- 3 この条の規定の適用上、日本国については権限のある当局は法務省とし、イラン・イスラム共和国については権限のある当局は法務省とする。

4 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。

第七条 補助的な文書

1 執行国は、裁判国の要請があつた場合には、裁判国に次に掲げる文書を提供する。

(a) 刑を言い渡された者が執行国の国民であること又は日本国が執行国である場合には第三条1(a)に規定するその他の者であることを示す文書又は説明書

(b) 裁判国において刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し

2 裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を前条2の規定に従つて他方の国に既に通報しているときを除くほか、執行国に次に掲げる文書を提供する。

(a) 判決及び判決の根拠となつた法令の写し

(b) 既に刑に服した期間を明示する説明書（裁判の前の拘禁、刑の減免その他刑の執行に関連する事項についての情報に係るものを含む。）

(c) 第三条1(d)に規定する移送についての同意を記載した書面

(d) 適当な場合には、刑を言い渡された者の医療又は社会生活に関する報告書、裁判国における当該刑を言い渡された者の処遇に関する情報及び執行国における移送後の当該刑を言い渡された者の処遇に関する意見に関する文書

3 裁判国又は執行国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

第八条 同意及びその確認

1 裁判国は、第三条1(d)の規定に従って移送について同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。同意の付与に関する手続は、裁判国の法令により規律される。

2 裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従って行われたことを領事又は執行国の指定する他の公務員を通じて確認する機会を与える。

第九条 裁判国に対する移送の効果

1 執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。

2 裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。

第十条 執行国に対する移送の効果

1 執行国は、自国の法令に従い必要な措置をとることにより裁判国の刑の執行を継続する。

2 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令（拘禁その他の形態の自由の剥奪に服する条件を規律するもの及び仮釈放その他の措置による拘禁その他の形態の自由の剥奪の期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

3 執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

4 もつとも、執行国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する場合には、自国の法令に従い必要な措置をとることにより、裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。執行国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質及び期間に関して、裁判国において命ぜられた制裁にできる限り合致するものと

する。当該執行国の法令に規定する制裁に合わせられた制裁は、その性質又は期間について、裁判国において命ぜられた制裁より重いものであつてはならない。

第十一条 特赦、大赦及び減刑

各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第十二条 判決に対する再審

裁判国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

第十三条 刑の執行の終了

執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

第十四条 刑の執行に関する情報

執行国は、次に掲げる場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。

- (a) 刑の執行が終了したと認める場合
- (b) 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走した場合

(c) 裁判国が刑の執行について特に報告を求める場合

第十五条 言語及び費用

1 移送の要請並びに第五条2から4まで及び第七条に規定する情報及び文書は、それらの宛先となる締約国の言語又は英語により提供する。

2 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

第十六条 協議

1 両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

2 いずれの一方の締約国も、この条約を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

3 いずれの一方の締約国も、第三条1(a)に規定する自国の国内法の改正について他方の締約国に通報する。

第十七条 効力発生及び終了

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を外交上の経路を通じて与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

4 この条約は、終了の日の前にこの条約の規定に従って移送された者の刑の執行について引き続き適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成し、平成二十七年一月九日（イラ

ン暦千三百九十三年デイ月十九日及び二千十五年一月九日に相当する。)に東京で、平成二十七年一月十日
(イラン暦千三百九十三年デイ月二十日及び二千十五年一月十日に相当する。)にテヘランで署名した。本
文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

岸田文雄

イラン・イスラム共和国のために

モスタファアー・プールモハンマディ